

2012 年度第 1 回支部規程類検討 WG 議事録

日 時：2012 年 9 月 12 日(水) 15：00～20：00

会 場：霧の森 交湯～館 2 階研修室

出席者：全体で 11 名

眞田井良子、武智和臣(愛媛) 鎌田吉敬(事務局)、斉藤圭一、野村正人(香川)
伊月善彦、内野輝明(徳島) 徳弘忠純、細木茂、松木貴史、山本長水(高知)
敬称略

議 題：

1. 四国支部規約の検討について

支部地域会規程制定特別委員会議事録について支部長より説明があった。

支部規約は制定後(仮)に再度確認をうける。

地域会規則は支部判断により、支部規約で網羅することにより省略することが出来る。

引き続き

支部長より本題の支部規程コンサルタント修正案にある(支部で定める支部規約のひな形)の各条文について出席者と確認しながら修正等を加えていった。

第 2 条 愛媛、香川、徳島、高知県に

第 4 条 所管する都道府県を 4 県に訂正。

予算案は 2 ヶ月前、つまり 1 月には支部の予算案をだして理事会の承認を経なければいけない

事業の予算の大幅な変更が発生した場合の報告義務などがあるが、本来これらは支部で決める話でもなく本部で決める話ではないかという意見が出た。

第 5 条 ほぼ 2 条と同じ

第 6 条 準会員、協力会員の扱い

会費を集める以上、会報は準会員や協力会員にも送ってもらうよう本部に要請したい。地域会事務局が変わる度に本部には報告すべき。

総会における発言権、これも支部で決めることができる。

準会員、協力会員の権利についてはきちんと明記すべき(山本)

まずは地域会と同時に支部に所属、会費徴収は支部それぞれ入金無しで、会費 2 万円/年、ジュニア会員は 1 万円/年。学生会員は会費 3000 円/年。会報は全員に送付することを本部に要請。

協力会員 法人入会金 2 万円、年会費 5 万円。

個人協力会員 入会金無し、年会費 2 万円。

第 7 条 支部役員選挙基準について

役員の種類。

支部長 1 名

副支部長(地域会長 4 名)

総務会計担当幹事 1 名(旧事務局長)

支部幹事は 8 名から 15 名とする(最終的には支部総会の決議による)

支部監査 2 名

支部顧問というのは弁護士や税理士等の外部有識者の方々。

支部相談役は OB など若干名。

2 項 任期について

一期 2 年で二期まで、最長 4 期まで出来る。

第 8 条 支部役員の職務

第一副支部長は支部長のいる県の地域会長。

総務会計担当幹事は支部の総務、会計及び事務局の運営を指揮する。

支部顧問は、支部長の諮問に答え役員会に出席して意見を述べることができる

支部相談役は、各地域会の支部長経験者とし、支部長の諮問に答え役員会に出席して意見を述べることができる。

第 9 条 支部総会

毎年一回、事業年度終了後 2 ヶ月半以内に訂正。

総会 7 日前までに連絡。

会の成立は正会員の五分之一

準会員及びシニア会員は意見は言えるが、議決権は無い。

臨時総会の開催のタイミングに 30 日以内の期限を加える。

その他はひな形のとおり

第 10 条 支部役員会

緊急の案件については書面によるの後に電子メールを含む。

その他はひな形のとおり

第 11 条 財産及び会計

ひな形のとおり

第 12 条 支部正会員の書き加える

第 13 条 地域会

都道府県を各県と修正

活動及び決算報告の期限は年度末ではなく年度終了後 1 ヶ月以内に訂正。

第 14 条 ひな形のとおり

第 15 条 事務局を四国内に置くと書いてみる。

2 項はとりあえずは抹消

第 16 条、第 17 条、附則はひな形のとおり

2. 四国支部地域会規則の検討について

地域会での決め事は

本部が決めるのは地域会規程

支部が決めるのは地域会規約

地域会が決めるのは地域会規則

地域会規約

第 4 条の 2 項について、非公益事業については事前の報告

地域会規則

第 2 条 事務局を〇〇県に置く。

第 3 条 四国支部〇〇地域会という。

第 4 条 事業年度開始 2 ヶ月前までを 2 ヶ月半前までに修正

「支部役員会を経て」を「支部役員会に提出し」

第 5 条 2 項 地域会運営費を地域会活動費に訂正、年に〇〇円を「地域会へ」ではなく「支部へ」に訂正。

第 6 条 準会員、協力会員は支部所属のためどう扱うかは保留。

法人協力会員は 入会金 0 円、年会費 20.000 円

個人協力会員は 入会金 0 円、年会費 20.000 円

第 7 条 (注)地域会役員選挙基準については支部長より必ず各県で作成しておくよう説明があった。

地域会長 1 名

副地域会長 2名
地域会幹事 (支部幹事と兼任が望ましい)
地域会監査 2人
再任は特別な場合最長4期まで

第9条 地域会総会

内容が支部総会の欄とほぼ同じなので言い回しを合わせる。また、正会員の1/10以上から1/5以上に訂正。

第10条

2項の最後に(電子メールも含む)を加筆
3項を削除

第11条 地域会運営費を地域会活動費に訂正。

第12条 「解散が決議したとき」を「解散を決議したとき」に訂正。

第14条 「地域役員会の」を「地域会役員会の」に訂正。

第15条 「この規程に定め」を「この規則に定め」に訂正。

以上